

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○外部監査契約の相手方の資格を証する書面等の閲覧期間を定める規則の一部を改正する規則	第9号	(総務部総務課)	1
○愛知県事務処理特例条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	第10号	(市町村課)	2
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	第11号	(情報企画課)	2
○愛知県名古屋飛行場管理規則の一部を改正する規則	第12号	(航空対策課)	3
○知事が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	第13号	(県民総務課)	4
○愛知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則	第14号	(社会活動推進課)	4
○県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	第15号	(大気環境課)	4
○愛知県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則	第16号	(資源循環推進課)	5
○指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	第17号	(高齢福祉課)	5
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	第18号	(障害福祉課)	5
○愛知県心身障害者コロニー管理規則の一部を改正する規則	第19号	(同 )	6
○愛知県立農業大学校規則の一部を改正する規則	第20号	(農業経営課)	7
○砂防指定地内における行為の規制等に関する規則の一部を改正する規則	第21号	(砂防課)	7
○都市計画法施行細則の一部を改正する規則	第22号	(建築指導課)	7
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則	第23号	(同 )	8
○愛知県財務規則の一部を改正する規則	第24号	(会計局管理課)	8
○国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例施行規則を廃止する規則	第25号	(国民健康保険課)	14

## 規 則

外部監査契約の相手方の資格を証する書面等の閲覧期間を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十七日

愛知県知事 大村秀章

愛知県規則第九号

外部監査契約の相手方の資格を証する書面等の閲覧期間を定める規則の一部を改正する規則  
 の外部監査契約の相手方の資格を証する書面等の閲覧期間を定める規則(平成十一年愛知県規則第十号)  
 の一部を次のように改正する。

本則中「第1百五十一条の二十六第五項」を「第1百五十一条の二十六第六項」に改める。

附 則  
 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する

愛知県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村秀章

愛知県規則第二十号

愛知県立農業大学校規則の一部を改正する規則

愛知県立農業大学校規則(昭和五十八年愛知県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「及び研究科」を削り、「定員は、次のとおり」を「入学定員は百人どし、総定員は三百人」に改め、同条の表を削る。

第四条第二項を削る。

第五条第一項及び第六条中「及び研究科」を削る。

第七条第二項中「履修科目並びに」を「農学科の履修科目並びに」に、「農学科にあつては別表第一、研究科にあつては別表第二」を「別表」に改める。

第九条中「及び研究科」を削り、「次のとおり」を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認める者」に改め、同条の表を削る。

第十一条第二項ただし書中「農学科に入学しようとする者に対して行う」を削る。

第二十五条中「農学科の」を削る。

別表第一専門科目の項中「環境保全と農業」を「C A P・環境保全と農業」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

砂防指定地内における行為の規制等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村秀章

愛知県規則第二十一号

砂防指定地内における行為の規制等に関する規則の一部を改正する規則

砂防指定地内における行為の規制等に関する規則(平成十五年愛知県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出しが「(標識等の設置)」に改め、同条第一項中「その旨を表示した標識(様式第五)を当該許可を受けた行為の場所の見やすい」を「次の各号に掲げるものを当該各号に定める」に改め、同項に次のとおり改める。ただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げるものについては、当該許可を受けた行為の場所の区域が明らかであると知事が認める場合は、この限りでない。

一 当該許可を受けた旨を表示した標識(様式第五) 当該許可を受けた行為の場所の見やすい箇所  
二 当該許可を受けた行為の場所の区域を明らかにするための標ぐいその他これに類するもの 当該区域の屈曲点

第八条第二項中「にかかわらず、」を「は、」に、「者は」を「者については」に、「同項の標識を設置することを要しない」を「適用しない」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十年六月一日から施行する。

2 改正後の砂防指定地内における行為の規制等に関する規則第八条第一項(第一号に係る部分に限る)の規定は、この規則の施行の際現に砂防指定地内における行為の規制に関する条例(平成十五年愛知県条例第四号)第四条第一項の規定による許可を受けている者(同項第一号に掲げる行為のみに係る同項の規定による許可を受けている者を除く。)については、当該許可の有効期間が満了するまでは、適用しない。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村秀章

愛知県規則第二十二号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則(昭和四十五年愛知県規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第二十二(裏中「市長」を「市町村長」に改める。

附 則  
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。